

第
4819
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 9月24日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 上場株式を譲渡した場合の税率

Q：上場株式を譲渡した場合の税率が引き上げられるそうですが、どのようになるのですか？

A：平成26年1月1日以後、税率は10%から20%に引き上げられます。

【解説】

上場株式等に係る譲渡所得の税率は、現行、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率の特例措置が適用されていますが、平成25年12月31日をもって廃止となり、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されることになっています。この取扱いは、上場株式等の配当所得についても同様です。

【上場株式等の譲渡所得等に係る税率】

- ・ 金融商品取引業者等を通じて売却する場合
平成25年12月31日まで 10%
平成26年1月1日以後 20%
- ・ 上記以外で売却する場合
平成25年12月31日まで 20%
平成26年1月1日以後 20%

また、源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率及び上場株式等の配当に係る源泉徴収税率は、次のようになります。

- ・ 平成25年1月1日から12月31日まで
10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)
- ・ 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで
20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

